

令和4年度事業報告

総括

国民の権利の明確化という目的を達成するため、積極的に事業を推進した。

公共嘱託登記に係る受託事業においては、国関係の事業においてはほぼ全て一般競争入札の導入がなされることとなった。引き続き単に価格訴求での事業実施によらず、最終的な事業の効果の受益者たる国民の権利を毀損することの無いよう資格者としての矜持を維持し適正な事業実施を行った。一般競争入札導入の拡大により、事業の確定的な実施が難しい中、発生する諸問題を解決することで法人の体制としてもより強固に事業実施を行えるようになった。登記基準点については、可能な限り多数の設置を行った。今後はよりコストを下げ且つ広範囲の実施も研究、検討していく必要がある。

官公署のみならず、国民一般にも一層の地図、登記にかかる啓発を行うにあたり、細やかな対象の分類を行い、各分類にそくした啓発手法、内容を吟味することが今後いっそう必要となると考える。

効果的な公益目的事業の実施のためにも、引き続き人材、物資両面からの充実と安定的な法人運営を具現化していく必要性がある。

総務部

1 公益法人としての法令遵守・管理体制の整備と実施

引き続き内閣府の定期検査での指摘に対して、改善・整備を行った。

地区規則（モデル規則）を検討・作成し、各ブロック懇談会にて説明と意見聴取をした。引き続き検討中。

2 緊急時対応体制の実施

新型コロナウイルス感染対策として、十分なスペースを確保した会場で諸会議を行った。また WEB 会議にて実施もした。

理事・監事間でメーリングリスト・携帯電話・SNS 等を利用した迅速で相互連絡可能な連絡運用を行った。

夜間や休日対応について対応を検討した。

3 各種情報の収集、発信、管理運用に係るホームページの活用

FAX・メールやホームページを通じて協会の運営について情報を発信した。

また、ホームページの活用について研究・検討した。

4 関係官公署及び各種友好団体との連絡、協調

官公署からの依頼・相談に関して対応を行った。

埼玉土地家屋調査士会・埼玉土地家屋調査士政治連盟との連絡協議会を開催し情報収集や意見交換を行った。

5 各種会議の開催と運営

毎月の理事会や社員総会の運営を行った。

6 事務局運営に関する整備

事務局の運営・職員の就業状況について指導監督した。

経 理 部

1 新新公益法人会計基準に沿った経理処理の実施

クラウドをベースとした業務処理システム、会計処理システムをもとに会計基準にそった経理処理を行った。

2 財務状況の分析と対策の検討

新規事業の推進のなかで、財務状況の改善のため方策を検討した。

3 税務調査への対応

浦和税務署による、源泉所得税を調査税目とした立会調査を受けた。調査の結果、地区における源泉所得税の期間の取り扱い等に対して指導及び改善指導を受け、延滞税等の納付を行った。

4 インボイス制度への準備と対応

令和5年10月より運用開始されるインボイス制度に対して、社員の登録状況等の調査を行った。あわせて、協会における適格請求書発行事業者の届出による仕入れ控除への影響や業務管理システム及び会計システムの改修等のシミュレーションを行った。

業 務 部

1 受託契約に関する事項

- ・さいたま市浦和区岸町5・6・7丁目地区及び狭山市鶴ノ木地区の14条地図作成業務を落札した。
- ・各県土整備事務所及び各市町村との契約を締結した。

2 受託報酬に関する事項

- ・県用地課に価格改定の申し入れを行い、平均改定率6%増となった。
- ・県用地課への現地確認など業務遂行における問題点の取り纏めを行った。

3 情報の収集及び伝達に関する事項

- ・ブロック別懇談会を行い、各地区との意見交換を行った。
- ・他県の公嘱協会との情報交換を行った。
- ・埼玉土地家屋調査士会・埼玉土地家屋調査士政治連盟との連絡協議会を2回開催し情報収集や意見交換を行った。

企画部

1 登記基準点に関する企画・研究

- 埼玉土地家屋調査士会との連絡協議会において情報交換を行った。
- 法第14条地図作成作業地区内に対し登記基準点の設置を行った。

2 企画提案及び相談による嘱託登記制度の啓発活動

- ・埼玉県用地課等からの登記業務に関する照会に対し、業務部と連携し対応した。地積測量図の作成者問題（測量会社作成・市役所担当者押印）について協議し埼玉土地家屋調査士会・埼玉土地家屋調査士政治連盟との連絡協議会にて対応協議を行い、两会への協力要請を行った。
- ・埼玉県庁において「不動産登記に関する相談所の開設」について関係各所と打合せ等を行い、関係各所にてかかえる諸問題等を解決する手段として、当協会の専門的な知識を活用していただき、早期に諸問題を解決できるような役割を担うように働きかけを行った。国の機関より相談があり協会として対応を行った。
- ・法14条地図作成作業に関する勉強会を行った。

3 公益目的事業による一般向けの講演会の企画・実施

- 本年度、公益目的の講演会の実施をするための準備を理事会等で協議を行ったが、開催することはできなかった。